

要望事項（優先順位 4）

不法投棄対策

要 旨

国道367号線や、旧道、登山道、河川等にゴミ、廃材、廃タイヤ等が路脇（民地）に放置されるなど不法投棄が絶えません。

少しずつ捨てられ、いつの間にかゴミが増えているのが現状です。不法投棄を辞めさせる対策をお願いします。また、民地に捨てられたゴミについても対応いただきますよう、要望します。

回 答

（環境政策局）

本市では、市民の皆様からの不法投棄に関する通報に基づき、現地調査を実施し、排出者が特定できれば、排出者に対し適正処理の指導を行っており、排出者が不明の場合、土地管理者等が特定できれば、土地管理者等に適正処理の指導を行っております。また、本市及び本市の委託警備業者により、定期的なパトロールを実施しており、不法投棄等の不適正処理を早期に発見し、又は未然に防止するよう努めています。

さらに、繰り返される不法投棄の対策に取り組まれている地域団体に対する監視カメラ等の貸出しや、町内会や商店街等を単位として美化活動を推進する、まちの美化推進住民協定団体に対する不法投棄防止のための取組の支援を行っておりますので、八瀬学区の皆様におかれましても、当該制度を積極的に活用していただければと存じます。

なお、民地につきましては、法令に基づき、その土地の管理者等が清潔を保持することとされておりますので、本市では対応致しかねます。

今後とも、地域の皆様と一体となって不法投棄対策に取り組んでまいりますので、御協力をお願いいたします。

（建設局）

市の管理する道路や河川内に投棄されたゴミにつきましては、発見次第、順次撤去しております。今後も、定期的なパトロールの実施等により不法投棄を抑制していきたいと考えておりますので、引き続き、皆様の御協力を賜りますようお願いいたします。

（京都土木事務所）

現地の状況を確認しましたところ、ゴミ等の投棄が確認できましたが、京都府管理河川である高野川の河川区域内へのゴミ等の投棄は見受けられませんでした。